

2017年11月29日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号8604
東証・名証第一部

自己株式の消却に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

野村ホールディングス株式会社(代表執行役社長 グループCEO:永井浩二、以下「当社」)は、本日開催の経営会議において、会社法178条の規定に基づき、以下のとおり、自己株式の消却に係る事項を決定しましたので、お知らせします。

1. 消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 179百万株(発行済株式総数に対する割合4.7%) |
| (3) 消却予定日 | 2017年12月18日 |

【ご参考】自己株式消却の方針

当社では、保有する自己株式の総数の上限を、発行済株式総数の5%程度を目安とし、それを超える数の株式は、原則として、消却することを方針とします。

以上

<お問合わせ先>

グループ広報部

佐藤(誠)、山下、江本、辻内、吉村、小林、鵜飼 TEL:03-3278-0591